

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第47号

2022年2月1日発行

発行人 雨谷 幹彦

編集人 吉村 信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

新年のご挨拶



支部長 雨谷 幹彦

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、支部活動に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

一昨年から続くコロナ禍も一旦は終息に向かっていると思われましたが、オミクロン株の感染拡大により、今しばらく事業執行が制限されることになりそうです。

さて、昨年6月、行政書士法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記された改正行政書士法が施行されました。また、昨年は行政書士法施行70年目にあたり、コロナ禍が沈静化を見せた10月に、高円宮妃殿下のご臨席を賜った日本行政書士会連合会主催の行政書士制度70周年記念式典が挙行されました。記念式典に臨席し、諸先輩のご努力により今日の行政書士制度があるということを再認識しました。行政手続のデジタル化への対応等課題はありますが、会員の皆様とともに街の法律家として国民からより必要とされる存在となるべく、日々研鑽に励み地に足の着いた法的サポートに努めてまいります。

北支部においては、コロナ禍の中、昨年は感染予防に配慮しつつ、区役所ロビーにおける無料相談会を開催し、区役所区民相談室等の各種相談事業に支部会員を派遣しました。

また、昨年9月には、北区と「新型コロナウイ

ルス感染症支援制度相談事業業務委託契約」（令和3年10月1日～令和4年3月31日）を締結し、北とびあ11階の産業振興課特設ブース（平日午前9時30分～午後4時30分）において、区内中小事業者に対する各種支援制度についての案内・相談・申請手続のサポート等（電話及び対面）を行っております。

例年、「行政手続の専門職」である行政書士の活用を北区政に関する要望として行っておりますが、区役所内への会員名称板設置とともに、行政書士業務（許認可手続、遺言書作成・相続手続等のいわゆる市民法務業務）に関する常設の相談室設置に向けて要望を継続してまいります。

今年度の研修事業については、WEB配信により新入会員向けの建設業許可申請・入管業務・相続手続の基礎講座を開催しております。令和4年度も新たなツールを利用して研修事業を充実させます。

北支部が先鞭をつけた「行政書士による法教育出前授業」につきましても、昨年度2小学校・1中学校において実施し、今年度も3小学校・1中学校において実施を予定しております。

支部会員の皆様にはご負担をおかけしますが、ご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

結びに、令和4年が皆様にとって実り多い一年となることを祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

~~~~~



## 北区長 花川 与惣太

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

雨谷支部長様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、日頃より区民の皆様の暮らしを守るために多大なるご尽力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが確認されてから2年が経過しましたが、新たな変異株の感染拡大により、厳しい状況が続いています。

北区としましては、引き続き、国や東京都、医療機関等と連携して新型コロナウイルス対策に万全を期すとともに、区民・事業者の皆様への支援

や社会インフラの維持に努めてまいります。

そしてこの難局を克服し、未来へ飛躍するために、環境対策への対応や多様性社会の実現等のSDGsの達成に向けた取り組みやデジタル化の推進など新たな事業展開を図ってまいります。

また、昨年より、新たな北区の将来像を定める「北区基本構想」の策定に向けて、本格的な議論を開始しました。将来にわたり、北区に関わる全ての皆様が愛着と誇りをもっていただけるよう、区の将来像を築いてまいります。

行政書士の先生方におかれましては、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。



## 「建設業許可申請の基礎」研修会開催報告

令和3年12月8日（水）午後6時より東京都行政書士会千代田支部の塩田英治（ひではる）先生を講師にお招きし、建設業許可申請の基礎につきご講義をいただき、Zoom 生配信にて研修会を開催致しました。参加者は北支部会員14名、他支部会員8名の合計22名でした。

講義の内容は、「建設業許可業務と関連業務の流れ」「建設業許可の基本要件」「許可申請書類を作成する際の注意点」「今後の許可申請業務の展望」という4つのテーマ構成で、約2時間講義をいただきました。

塩田先生のご講義のポイントは、「申請経験が浅くても、申請書の作成は手引きを参照すれば出来るけれど、その申請書類に求められている要件（疎明資料や条件）が、どの様な法の趣旨に則って求められているのかを、はじめに（経験者は改めて）きちんと把握する事こそ、質の高い業務（ご依頼者の方の相談、接客からはじまり、申請手続きに至る一連の行政書士業務）を行うカギであ

る」という点で、講義中もその様に、質の高い業務に必要な重要点を何回も強調しお伝えいただきました。

結びの「今後の許可申請の展望」という部分では、今後近い将来において求められる申請の電子化（建設業は令和5年1月予定）にあたり、行政書士の業務が現在の代書・代行・代理などのステージから、総合的な「支援」にシフトしていくであろう事、そのお客様への「支援」は、我々行政書士が法的な主旨を汲んだ上でかみ砕いてお客様とやり取りし、申請というかたちに作り上げていく事であるという旨のお話をいただきました。

この様に、建設業の経験の浅い先生からベテランの先生、また建設業に限らず、今後他の許認可業務を手掛けていく我々行政書士の、将来展望に向け重要なヒントをいただいた研修会となりました。

（研修部 立川悦史）

## 暴力団等排除対策委員会特別研修会を開催しました

令和2年12月2日（木）午後6時30分より北とびあ901会議室において、暴力団等排除対策委員会特別研修会を開催いたしました。

講師には北区内にある3つの警察署、王子警察署・赤羽警察署・滝野川警察署の刑事組織犯罪対策課より2名ずつお越しいただき、23名が受講いたしました。

徳山義行・暴力団等排除対策委員長による開会の挨拶、ご来賓の東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会委員長・石田裕子先生のご挨拶ののち、各警察署の皆様より管内の組織犯罪の動向についてお話していただきました。

区内に存在する暴力団事務所や関連する事件の情報のほか、もし、暴力団が訪ねてきたら、相手の確認、用件の確認を必ずすること。また、さまざまな方法で揚げ足をとってくるので気を付けること。会話内容をICレコーダーなどで録音することが必要。そして暴力団と分かたら警察に速やかに連絡してほしい。といったお話をいただきました。

続いて、DVDを視聴して学習を行いました。一人の女性が起業するにあたり、暴力団に標的にされ最終的には破滅を迎えてしまうドラマを元に、どうしたら暴力団の標的にされないかを考えさせられる内容で、①恐喝、特殊詐欺、いいがかり等恐喝、特殊詐欺、いいがかり等、暴力団は、あらゆる方法で資金の獲得を狙ってくる。②暴力団は見た目だけでは分からない、一見普通の人を装って標的にしてくる。③標的にされるとどんどん悪

化していく。（餌食にされていく）④何か問題が発生したときは、必ず警察に相談することが必要である。といったことを学びました。

本研修を通じて、暴力団とは絶対に関わらない方がいいということがよく分かり、大変勉強になったと感じました。自分のこと、依頼者、それ以外の一般市民の方も含めて暴力団と関わりをもたないように常に目を光らせてつつ気をつけていくとともに、本日の研修を受けたことのない支部会員の皆さまにも受講いただき暴力団を排除することの重要性を周知できるよう研修部も努めてまいります。

（研修部 東別府拓真）



## 「北区コロナ支援制度 行政書士による案内窓口」開設・実施について

令和2年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の猛威は衰えることを知らず、令和4年の今現在も社会経済や我々の生活にも甚大な影響を与え続けています。国家資格者として活動する行政書士として、また、北支部として新型コロナウイルス感染拡大及びそれらに伴う緊急事態宣言等の発出により多大な影響を受け続けている中小企業・個人事業者の方々へ私たちができる支援とは何か？と常に考え続けてまいりました。

そんな折に、一昨年に複数の士業団体などの協力のもとに実施されたコロナ支援関連の無料相談会を企画された北区産業振興課様よりお声がけをいただき、苦境に立つ中小事業・個人事業者向けのコロナ関連支援制度の周知や申請支援についてのご相談をいただきました。

コロナ関連の支援策は国・地方自治体・民間と、様々な実施はされているものの「そもそも自分がその給付対象になっているのか要件が複雑でわからない」「給付対象になっているがネット申請や添付書類がよくわからない」「給付対象となりえる支援制度だったことを知らなかった」など、結果として支援を必要としている中小企業・個人事業者の方々へその手が届いていないという現実も多く見受けられました。

このような状況を踏まえて、産業振興課様と打ち合わせを重ね、継続的な相談窓口の設置を柱に令和3年10月1日より「北区コロナ支援制度行政書士案内窓口」を北とびあ11階の特設ブースにて開設に至りました。開設に先立ち北区と東京都行政書士

会北支部として業務委託契約を締結いたしました。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内の中小事業者に対し、様々な各種の支援制度の案内ならびに、支援制度を受けようとする区内の中小事業者に対しては、申請手続きのサポートを行うことにより、支援制度の幅広い周知と利用を促し、事業者支援及び申請に対する負担軽減を図ることを目的としています。

10月1日の開設以来、様々なご相談がよせられこの案内窓口がなければ申請に至れなかったケースも複数あり、当初考えていた以上に反響は大きいと考えています。コロナ関連の支援制度の多くは行政に対する申請です。行政書士は行政への提出書類の作成を独占業務としています。そういった行政書士の特性も生かしながら、今後とも中小企業・個人事業者の方々のニーズに合ったサポートを全力で行ってまいります。

(副支部長 山本恵美子)

### 【北区コロナ支援制度行政書士案内窓口概要】

- ・場所：北とびあ11階特設ブース
- ・期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日
- ・実施方法：電話による相談または対面相談
- ・受付時間：9時30分～16時30分  
(土日祝日除く毎日)
- ・電話番号：03-5390-1138  
03-5390-1139
- ・相談員：北支部所属の行政書士30名  
(コロナ関連支援制度研修受講者及び支援経験者)

## ようこそ北支部へ!!

令和3年6月から12月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

| 氏名    | 入会年月日                  | 事務所名称         | 事務所所在地                      | 電話番号          |
|-------|------------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 堀越 正憲 | R3.6.1                 | 堀越正憲行政書士事務所   | 栄町20-1                      | 03-5944-6235  |
| 岡本 貴文 | R3.7.15                | A M I 行政書士事務所 | 赤羽1-36-10<br>D1ビル赤羽702      | 090-6941-0406 |
| 吉尾 敏幸 | R3.8.13<br>(千代田支部より転入) |               | 中里1-10-7<br>駒込マンション1階       | 03-5834-7540  |
| 森本 伸之 | R3.12.1                | 杜の行政書士事務所     | 中十条2-9-15<br>カーザラカ304       | 03-5948-5031  |
| 松本 啓明 | R3.12.1                | 行政書士まつもと事務所   | 赤羽1-60-4<br>D1ビル赤羽パートII 602 | 070-8339-6337 |



### 堀越 正憲

6月に登録を致しました堀越と申します。2020年の試験に合格したばかりで勉強の日々です。今後ともよろしく願い申し上げます。



### 吉尾 敏幸

昨年7月に千代田支部より北支部へ移転して参りました。主に外国人のビザ等の手続きを中心に業務を行っております。



### 森本 伸之

皆様、はじめまして。私は新しく登録させていただきました森本と申します。よろしく願いいたします。



### 松本 啓明

許認可（建設・産廃・古物など）を中心に、会計記帳や融資関連にも業務を拡大できればと考えております。



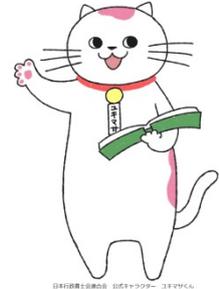


# 東京都行政書士会北支部

# 無料相談会

## ■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です  
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が分かりやすく丁寧にお答えします



日本行政書士会連合会 公益キックスタート プロジェクト

## ■ さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

### 区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

**日時** 偶数月(10月除く)の第一火曜日  
13:00~16:00

**場所** 北区役所第1庁舎1階ロビー  
(王子本町1-15-22)

### サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

**日時** 奇数月の第一火曜日  
13:00~16:00

**場所** 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

**☎ 03-5963-7437**



**info@kitashibu.tokyo**

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)



日本行政書士会連合会 公益キックスタート プロジェクト